



林業公社だより

公益社団法人 島根県林業公社

令和3年(2021年)発行

〒690-0876 島根県松江市黒田町 432 番地1「島根県土地改良会館3F」

TEL 0852-32-3185 FAX 0852-21-4375

URL <https://www.forestry-shimane.or.jp> E-mail kousha@forestry-shimane.or.jp



目次	1. 分収造林事業の仕組み ……………2	4. 伐採(更新伐)跡地の更新 ……………6
	2. 経営方針 ……………3	5. 新たな分収割合の設定 ……………6
	3. 収穫事業の推進 ……………3	6. 造林地所有者の皆様へ ……………8

ご挨拶

造林地所有者の皆様へ

島根県林業公社は、分収方式による森林資源の造成を目的として昭和40年に設立し、これまで2万haを超える森林の造成と管理を行いながら、中山間地域における雇用の場を提供するなど地域経済の振興にも貢献してきました。

林業を取り巻く環境は、昭和50年代後半から大きく変化しました。林業公社の経営に大きく影響する木材価格は昭和55年をピークに長期にわたって低迷が続いている一方、労務単価は上昇し、木材の販売収益により森林整備に要した借入金の返済を前提としている林業公社の経営環境は大変厳しいものとなっています。

こうした中、平成9年度から「長期経営計画」を策定し、長伐期非皆伐施業への転換や長期借入金に係る利息負担の軽減、管理コストの縮減など、様々な経営改善策を実施しながら、収穫時期を迎えた経営林の伐採と木材販売、伐採跡地の植林に取り組んできました。また、これからの林業を担う人材の確保・育成にも取り組んでいます。

これからも、これまで以上に関係各位のご理解とご協力を賜りながら、公社職員が一丸となって経営改善に努めて参ります。

本誌の発行を契機に、林業公社の実態や今後の取り組みについてより一層のご理解をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

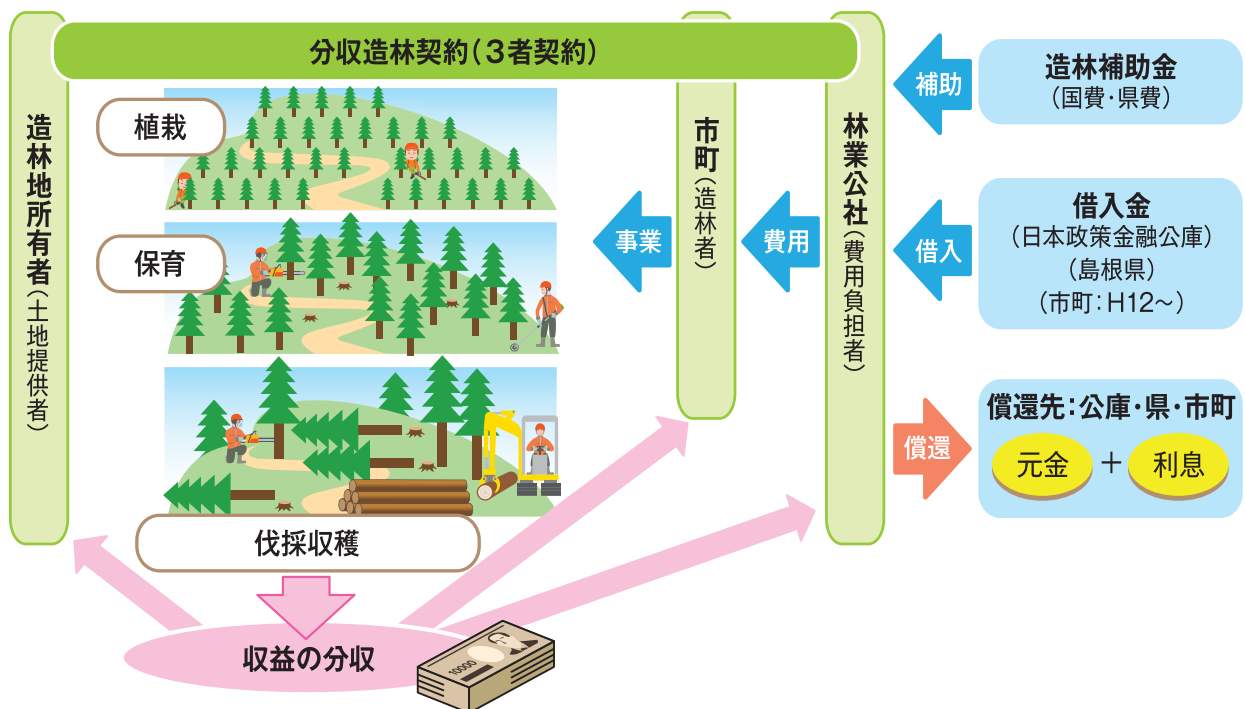
理事長 松尾 秀孝

1. 分収造林事業の仕組み

この事業は、造林地を提供する土地所有者（造林地所有者）と、植栽・保育を行う市町（造林者）、森林造成に必要な費用を負担する林業公社（費用負担者）の3者が、共同で森林造成を行うために必要な契約を結び、造林木の伐採時に得られる収益を契約書に定めた分収割合で分配するものです。

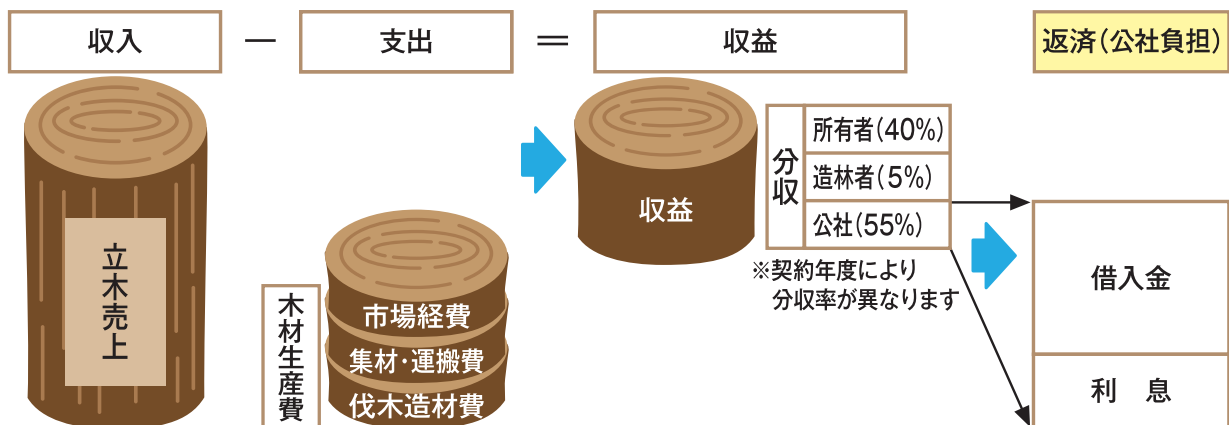
また、分収造林事業に要する経費（植栽及び保育）のすべてを林業公社が「補助金」と「借入金」によって負担し、将来の伐採収益から林業公社に分配される分収金によって借入金の元金及びその利息を返済する仕組みになっています。

3者契約と資金の流れ



収益の分収と借入金の返済

分収の対象となる収益は、立木の売上から木材生産費（伐採・集材運搬・市場経費等）を差し引いた額となります。



お手元の分収造林契約書をあらためてご確認ください。また、契約書が必要な方は林業公社に連絡をいただければ、お送り致します。

2. 経営方針

令和元年6月に「第5次経営計画」を策定しました。

第5次経営計画の主な取組事項

収穫事業の推進

①計画的な実施

伐採では更新伐を推進することとし、ノウハウの蓄積等により計画的な実施を図る。

②木材生産コストの低減

- ・公社造林地の隣接山林を含めた高規格な路網整備計画を立案し、木材生産性の向上を図る。
- ・収穫事業で無人航空機（ドローン）による森林現況調査や伐採状況確認等の利活用手法の確立を目指す。

③販売戦略による増収

木材市場等との連携体制を構築し、付加価値の高い製材用の原木供給を行う。

伐採（更新伐）跡地の更新

①伐採跡地への再植林

伐採跡地にはコウヨウザンなどの早生樹を再植林し、保育経費の軽減や多面的機能の早期発揮を目指す。

②新たな分収割合

伐採跡地に再植林する造林木については新たな分収割合を設定する。

3. 収穫事業の推進

島根県林業公社では「第5次経営計画」の柱である収穫事業について、計画的な実施による事業量の拡大と路網の整備や最新技術の導入による収益性の向上に取り組んでいます。

1) 計画的な実施

令和2年度からは公社収穫事業を積極的に実施する県内18事業体と「専門班協定」を締結し「5カ年の事業計画」を策定しました。

これにより、計画的な事業実施に必要な森林調査や関係者との事前調整、林業専用道を中心とした戦略的な路網整備が可能となり、今後の5年間で約15万m³(年間3万m³)以上の原木生産を見込んでいます。

第5次経営計画の数量と実績・実施計画（主として専門班）

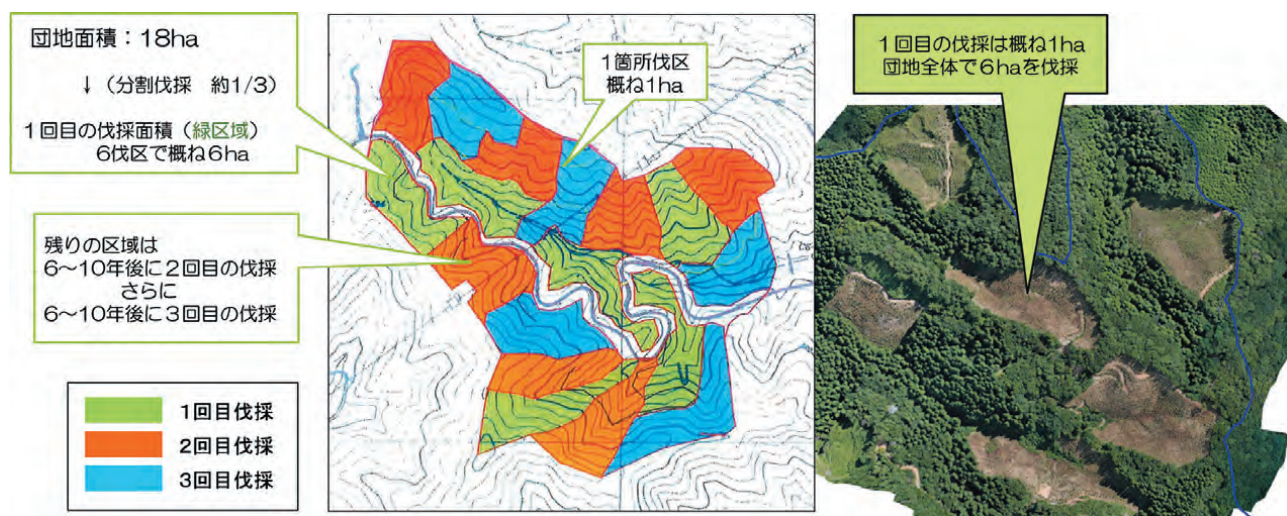
(単位：ha)

区分	R1・R2実績	R3		R4		R5	
		単年度	累計	単年度	累計	単年度	累計
第5次経営計画	94	52	146	56	202	59	261
実績・実施計画	57	70	127	105	232	103	335
達成（見込み）率	61%		87%		115%		128%

【参考】収穫事業の実施モデル

林業公社では伐採による環境への負荷を軽減するため、1団地を複数回に分けて伐採する小面積モザイク伐採（更新伐）を行っています。

- ・ 林齢が46年生以上で、概ね10ha以上の団地で実施します。
- ・ 1団地をモザイク状に分割し3回に分けて伐採します。（伐採間隔は最短で6年）
- ・ 1回の伐採面積は全体面積に対して30%以上とします。
- ・ 伐採区域の面積は、概ね1ha以下で伐採後は2年以内に更新（植栽）します。



※概ね10haに満たない団地は2回に分けて列状に伐採（人工林整理伐）します。

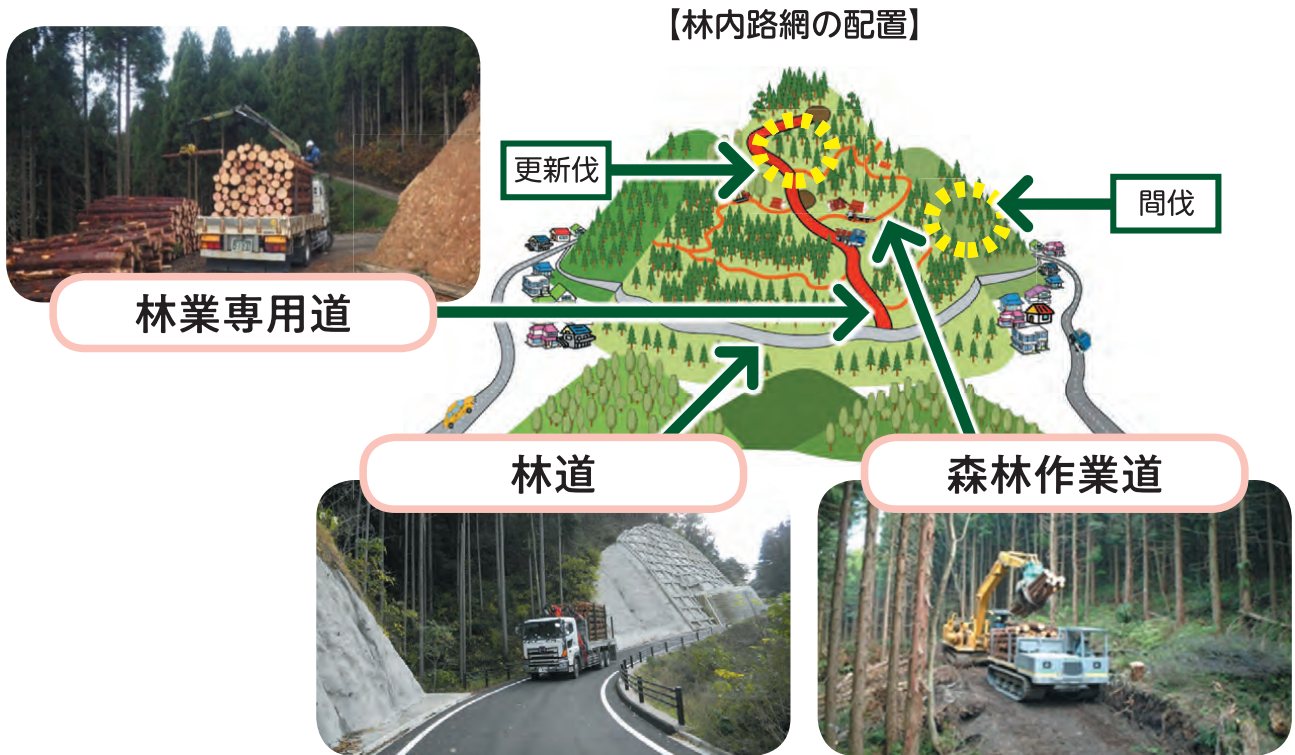
収穫事業の実施にあたっては、契約者の皆様に伐採方法等についての説明を行った後に着手します。

2) 木材生産コストの低減

◇林内路網の整備

森林から伐採した木材を木材市場などに効率的に運搬するためには路網の整備が不可欠です。林業公社では幹線となる公道と森林作業道をつなぎ、大型トラックによる木材運搬に必要な最小限の規格・構造（幅員：3m程度）を持つ「林業専用道」を計画的に整備し、木材生産コストの削減を図っています。

林業専用道の開設にあたっては、収穫事業が計画された早い段階で土地所有者の皆様からの承諾をいただく必要がありますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



◇最新技術の活用

これまでは公社事業地の状況を把握するために、広大な林内を踏査し目視や実測を行うなど大きな労力を費やしていました。しかし近年、遠隔操作による無人航空機（ドローン）を用いた空中撮影が可能となり、林業公社においても資源量の把握、保育事業や収穫事業を行う際の面積確定、さらには罹災時の状況確認等にドローンを活用することで、作業の省力化、低コスト化を図っています。



ドローンの活用



ドローン空撮による空中写真

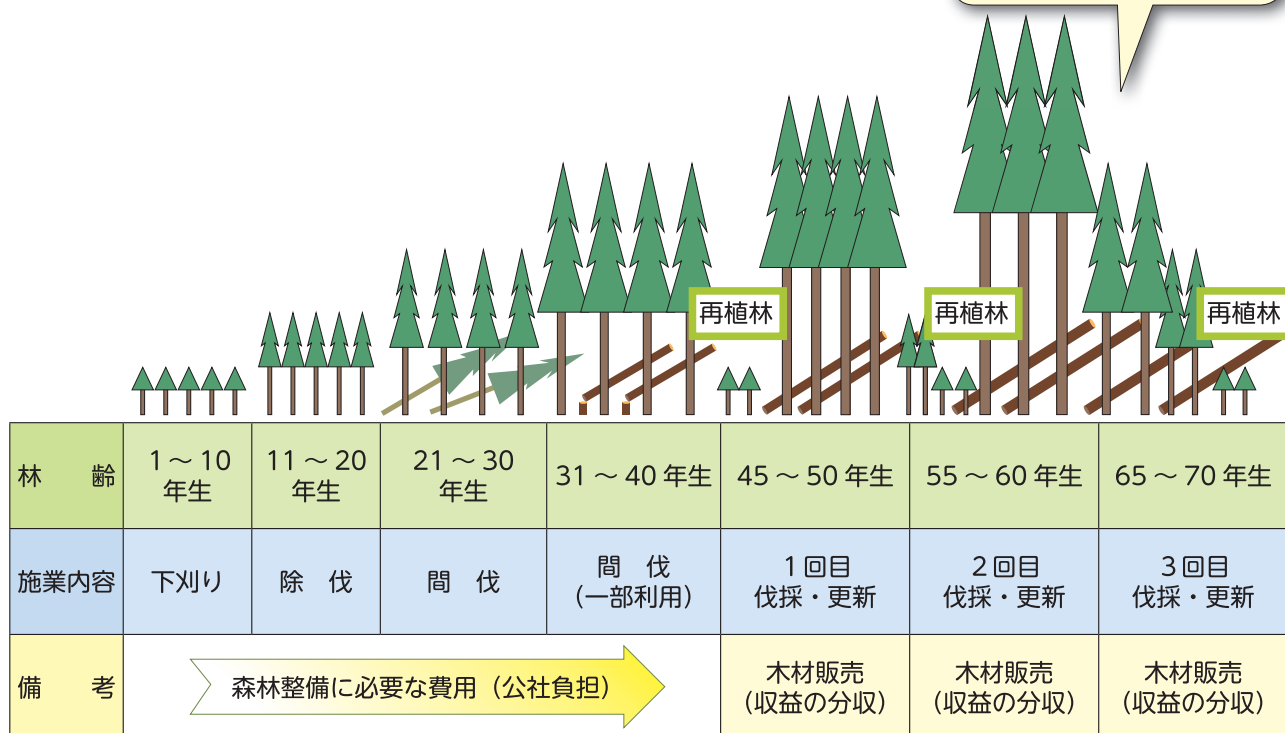
4. 伐採（更新伐）跡地の更新

1) 伐採跡地への再植林

更新伐を実施するためには、契約期間を延長し、「長伐期非皆伐施業」への転換が必要です。長伐期非皆伐施業へ転換した契約地については、天然更新が可能と考えられるものを除いて伐採跡地への再植林と植林した造林木の保育管理を林業公社が行います。

長伐期非皆伐施業のイメージ

小面積モザイク伐採と更新作業の実施により、循環型林業の実現と公益的機能の維持が図られる。



5. 新たな分収割合の設定

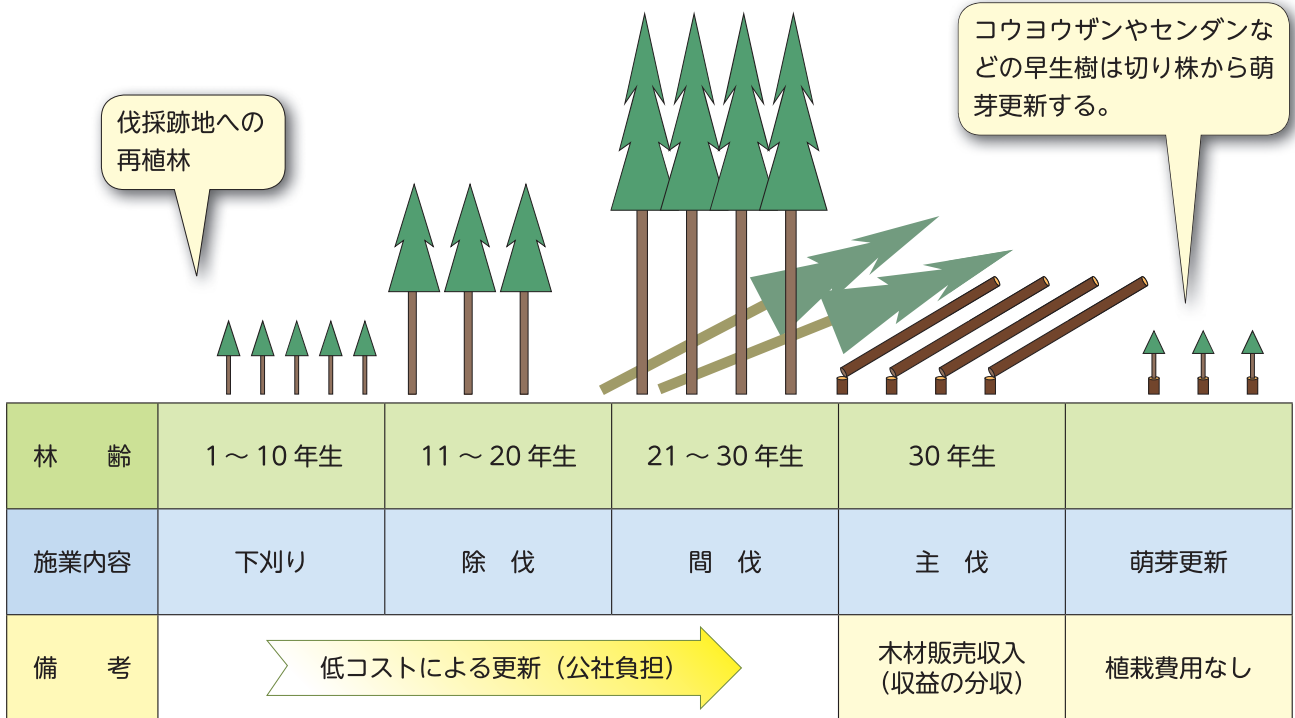
伐採跡地の再植林に成長の早い樹種「早生樹」を選択した場合には植栽から30年程度で伐採が可能となることから、80年間の契約期間内で再度の収穫が期待できます。

このことから、再植林を行った造林木に対する収益分収の割合について、新たな分収割合を設定させていただきます。

詳しい内容については、個々の事業地において収穫事業を実施する前に直接ご説明をさせていただきます。

- ①再植林した造林木に対する分収割合
⇒所有者（20%）：市町（5%）：公社（75%）
- ②契約当初に植栽した造林木の分収割合は「変更しません」

早生樹植栽の施業イメージ



【参考】早生樹とは？

- スギやヒノキといった従来の造林樹種に比べて成長が早い樹種として、コウヨウザンやセンダンといった新たな樹種「早生樹」が注目されています。
- また、従来の造林樹種であっても成長や形質が優れた「エリートツリー」が国の試験研究機関等で研究されています。
- 林業公社では、伐採跡地にこうした成長に優れた樹種も植栽することにより、育林コストを抑えながら適切な森林再生を進めます。

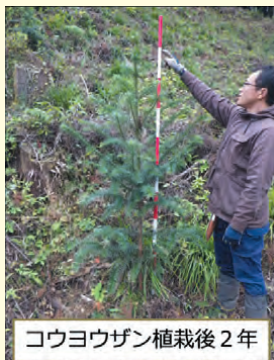
【コウヨウザン】

中国・台湾原産の常緑針葉樹

【用 途】

一般建築材

- ・ 中国では古くから建築用材として植林され、日本に伝わったのは江戸時代以前ですが、林として存在する事例は少なく、単木的に寺社で見ることができます。
- ・ 成長が早く植栽してから30年程度で建築用材として利用できる太さに育つ樹種です。
- ・ また、切り株から萌芽するため再植林しなくても森林を再生できる可能性があります。



コウヨウザン植栽後2年

【センダン】

日本を含むアジアに分布する落葉広葉樹

【用 途】

内装材・家具材

- ・ 日本では街路樹や公園などの緑化木として植栽され、林業用の樹種ではなかったが、材質が強くフローリングなどの内装材や家具材に向くことから林業用の樹種として近年注目されています。
- ・ 成長が早く植栽してから20年程度で直径30～40センチの木材を得ることが期待されます。
- ・ コウヨウザンと同様に島根県中山間地域センターで育林技術の研究が行われています。



センダン 植栽後2年

※写真：島根県中山間地域研究センター

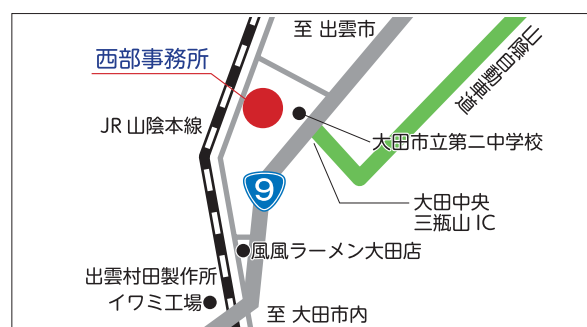
6. 造林地所有者の皆様へ

1) 林業公社の西部事務所を大田市に開設しました

島根県西部地域には公社造林地面積の半数を超える分取造林契約地（全体の54%）が存在します。これらの契約地では伐採に適した年齢に達した森林が年々増加し、木材生産にかかる業務量も増大することから、経営体制の強化を図るため令和2年4月に西部地域における窓口となる活動拠点として大田市内に「西部事務所」を新たに開設しました。



林業公社西部事務所
〒694-0052 大田市久手町刺鹿 540 番地 1
[大田市木材市場協同組合 2F]
TEL: 0854-83-7175 FAX: 0854-86-8175



2) 相続や売買等による契約名義人の変更について

① 所有権の移転などの変更はありませんか？

分取造林契約地における所有権の移転（売買・贈与）、相続、造林地所有者の住所変更があった場合には、契約情報の変更手続きを行う必要がありますので、造林者である該当市町の林業担当課、もしくは、当公社へお知らせください。

② 変更手続きをされなかったら・・・

造林木が成長し伐採の時期を迎えても伐採ができなかったり、分取交付金の支払いに支障が生じたりする場合がありますので、なるべくお早めに手続きをしていただきますようお願いいたします。

③ 相続登記の相談窓口について

- ・相続登記についてお困りの方もありますが、不動産の登記手続きに関する専門家は「司法書士」です。
 - ・島根県司法書士会では「相談センター」を開設し、司法書士が相続登記をはじめとして相続に関わる様々な手続き全般について電話で相談に応じられています。
- お困りの方は、一度ご相談されてみてはいかがでしょうか。

相談窓口：島根県司法書士会「相談センター」

電話番号：0852-60-9211

受付時間：毎週月曜日、火曜日、木曜日 12:00～15:00 *但し、祝祭日を除く

☆林業公社ホームページにも様々な情報を掲載しておりますのでご覧ください。

⇒ URL.<https://www.forestry-shimane.or.jp>

島根県林業公社 検索